

蓄電池設備整備資格者

— 講習の手引 —

(新しく資格を取得される方用)

1. 蓄電池設備整備資格者制度とは

近年、産業経済の高度な発展や社会・生活環境の複雑化に伴い、大規模・高層の防火対象物及び地下街等が拡大し、消防用設備等の設置規準が強化されています。これら消防用設備等に附置される非常電源として、蓄電池設備は非常に重要なものとして位置付けられており、火災、その他の災害等で常用電源の供給が停止した場合は確実に機能しなければなりません。そのためには常日頃から適正な維持管理が不可欠です。

消防用設備等に用いる蓄電池設備を維持管理するためには、専門的な知識と技能を必要といたしますが、一般社団法人 電池工業会（以下「電池工業会」という）で実施する「蓄電池設備整備資格者」講習を受講し、資格者となられた方はこの必要とする能力を満たすものであります。

一方、消防用設備以外に用いる非常用電源の維持管理については、火災予防条例準則の一部改正が平成3年9月30日消防予第198号により通知されました。この改正により従来「熟練者」に行わせるべきこととしていました蓄電池設備の点検及び整備を「必要な知識及び技能を有する者」として蓄電池設備整備資格者が指定され、各市町村では公報等によりこの旨が告示されました。この告示により蓄電池設備整備資格者の位置付けが確かなものとなり、その役割は一層重要なものとなりました。

電池工業会では蓄電池設備に関する専門的な知識・技能を修得し、蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習を行っております。主旨をご理解のうえ一人でも多くの方が受講され、資格を取得されることを願いたします。

2. 蓄電池設備整備資格者となるには

蓄電池設備整備資格者となるには、所定の受講資格を有する方を対象に講習を行い、必要な知識と技能を修得していただいたのち、修了考査に合格することが必要です。

3. 講習について

3.1 受講資格

まず、講習を受けることのできる方の資格については、次のように定められています。すなわち、年齢・性別・学歴は、一切問いませんが、次のいずれかに該当する者でなければなりません。

- (1) 第1種又は第2種消防設備点検資格者
- (2) 甲種（第1類～第4類のいずれか）又は乙種（第1類～第4類のいずれか）の消防設備士
- (3) 一級又は二級建築士
- (4) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- (5) 第一種又は第二種電気工事士
- (6) 蓄電池設備に関して3年以上の実務経験を有する者
- (7) 蓄電池設備に関し、上記(1)～(6)に定める者と同等若しくは同等以上の技能を有するものであるということを講習実施委員会（以下「委員会」という）において認められた者（詳

細については電池工業会へお問合せの上、申請してください。）

3.2 講習の内容

この制度の中核となる講習の内容は、次のようになっています。

区 分	講 習 科 目	講 習 内 容	時 間	
第 1 日	オリエンテーション		10 分間	9 : 30 ~ 9 : 40
	蓄電池設備に関連のある法規	○消防関係法令等 ○建築関係法令等	2 時間	9 : 40 ~ 11 : 40
	蓄電池設備の基礎理論	○蓄 電 池	2 時間	12 : 40 ~ 14 : 40
		○充 電 装 置 ○逆変換装置	2 時間	14 : 50 ~ 16 : 50
第 2 日	蓄電池設備の整備基準	○蓄電池設備の施工 ○蓄電池設備の点検 ○蓄電池設備の整備	2 時間	9 : 30 ~ 11 : 30
			2 時間	12 : 30 ~ 14 : 30
	修了考査説明		10 分間	14 : 40 ~ 14 : 50
	修了考査		2 時間	14 : 50 ~ 16 : 50

※昼休み 第1日目：11：40～12：40 第2日目：11：30～12：30

これらはいずれも委員会で作成した講習テキストに従い、電池工業会から派遣される講師によって講義されます。なお、この講習は全科目、全時間を受講しなければ、修了考査を受けることができませんので、ご注意ください。

全部の講習が終了すると、2時間の修了考査が行われます。開始から1時間は退出できません。この修了考査を受けることによって受講がすべて完了することになります（講習テキスト参照不可）。そしてこの考査の結果によって蓄電池設備の整備資格が取得できるかどうかが決いたします。

4. 受講の申請手続

4.1 受講申請に必要な書類等

- (1) 受講申請書（例1）
- (2) 受講資格を証明する書類
 - (イ) 受講資格(1)～(5)に該当する者にあつては、その免状等の写し（コピー等）（例3）
 - (ロ) 受講資格(6)に該当する者にあつては、実務経験証明書（例2）
 - (ハ) 受講資格(7)に該当する者にあつては、実務経験証明書（例2）及び補足の資料（資格証明等）
- (3) 受講票、整理票、写真貼付票（太線内は必ず記入してください）

上記のうち、(1)、(2)(ロ)(ハ)と(3)については、この冊子に添付されている用紙を使用してください。(2)(イ)の免状の写は鮮明に写したものであることが必要です。(以上のものは、末尾の記入例を参照してください。)
- (4) 写真2枚
 - 1枚は整理票に貼り、他の1枚は「写真貼付票」に貼ってください。

- 6か月以内に撮影したもので、枠なし縦3.0cm、横2.4cmの大きさのもの。
- 正面からの上三分身像で無帽、無背景のもの。
- 裏面に氏名、生年月日を書いて下さい。(力強く書きすぎると写真が凸凹になりますので注意してください。)
- デジタルカメラで撮影した写真は、写真専用紙で印刷したものに限りません。

(5) 返信用封筒 (2部)

返信用封筒は、定形(12×23.5cm)のもの2部に82円分の切手を貼り郵便番号、住所、氏名を明記してください。これは受講通知書、受講票等と修了考査結果の通知を送付するためのものです。同一勤務先で複数名の申請であっても、1名につき2部必要です。

4.2 受講申請書の提出先等

申請書の提出先、方法、期間については、別添のご案内をご覧ください。

4.3 受講の通知等

- (1) 受講申請書等を審査の結果、受講資格があると認定された方には、受講通知書、受講票、受講料払込用紙等をお送りします。
- (2) 受講資格のない方にはその旨を通知します。

5. 受講料

- (1) 受講料は27,500円(本体25,463円、消費税2,037円)です。
- (2) 受講料の払込みは、指定の払込用紙(受講通知書に同封)をお使いください。払込手数料は申請者負担です。
- (3) 納入された受講料は、理由の如何を問わず返却しません。

6. 講習テキストの送付

受講料納入者には電池工業会より講習テキストを郵送します。

払込日より講習テキスト発送まで10日前後かかりますので、払込は至急行ってください。また、払込日から受講日までの日にちが近い場合には当日受付時にテキストを配付します。あらかじめご承知おきください。

7. 講習の開催地及び開催時期

講習の開催地及び開催時期については別添の予定表をご覧ください。

8. 受講上の注意事項

受講については、次の事項に注意し、厳守してください。

- (1) 会場での受付は午前9時から9時30分までです。
- (2) 受講の当日には、既に送付しました受講票を受付に提出してください。
- (3) 遅刻、早退は一切認められません。
- (4) 講習の全科目、全時間を聴講しなければ、修了考査は受けられません。

- (5) 修了考査における答案用紙の記入は、必ず鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- (6) 修了考査においては、講習テキスト、ノート、メモ用紙などの持ち込みを認めません。
- (7) 修了考査の際は、電卓を用意された方がベターです。但し電卓がなくても解答はできます。なお、携帯電話の電卓機能の使用は認めません。

9. 修了考査結果の通知

修了考査の結果は、直接ご本人宛に連絡致します。(約 1.0～1.5 カ月後) 又、電池工業会ホームページにも掲載致します。

10. 免状交付の申請

- (1) 修了考査に合格した方は、修了考査結果通知書に指定してある申請期限内に電池工業会に免状交付申請をしてください。
- (2) 免状は指定した免状申請期限終了後の交付となります。
- (3) 免状交付手数料は 2,160 円(本体 2,000 円、消費税 160 円)、払込手数料は申請者負担です。
- (4) 免状交付申請手続の詳細については、修了考査結果通知書に記載してあります。

11. 資格取得後の留意事項

11.1 免状の再交付、住所変更等

- (1) 免状を亡失、滅失、汚損又は破損した場合、及び氏名が変わった場合には、再交付の申請をしてください。
- (2) 再交付には手数料が必要です。
○再交付手数料 1,080 円(本体 1,000 円、消費税 80 円)、払込手数料は申請者負担です。
- (3) 再交付を希望する場合、郵便番号、住所、氏名を明記した返信用封筒(82 円分の切手貼付)を同封し、電池工業会へ申請用紙等を請求してください。
- (4) 住所又は勤務先が変わった場合には、FAX か電池工業会のホームページにあります変更届けからご連絡ください。

変更届けの URL は「<https://www.baj-koushu.jp/houp/houp110.php>」です。

11.2 再講習

- (1) 蓄電池設備整備資格者は、免状の交付を受けた日から 3 年以降 5 年以内の期間に、再講習を受講しなければなりません。以降の再講習を受講する場合においても同様です。
- (2) 再講習を受講しなかった場合には、蓄電池設備整備資格者に関する規程により資格を喪失します。
- (3) 再講習受講案内は、電池工業会から資格者宛に通知します。(1 年以内の再講習受講期限延長の制度もありますが、くわしいことは再講習受講案内をご覧ください。)


以上が、蓄電池設備整備資格者制度のあらましです。なお、不明の点は電池工業会(電話 03 - 3434 - 0261)にお問い合わせください。

(例1)

蓄電池設備整備資格者講習受講申請書						
一般社団法人 電池工業会会長殿 私は、蓄電池設備整備資格者講習を受講したいので、「講習の手引」の記載事項を承知のうえ関係書類等を添えて申請します。 平成 29 年 6 月 1 日 (記入日) 申請者氏名 (自署) <u>甲野次郎</u>				※ 受 講 地		
				※ 受 付 年 月 日		
				※ 受 付 番 号		
				※ 受 講 番 号		
				※ 備 考		
フリガナ	コウノ ジロウ	性別	生 年 月 日	受講希望地	最終学歴	
氏 名	甲野次郎	男 女	昭和57年5月1日 平成	東京	高 卒 電気学科	
フリガナ	トウキョウ マチダ	カネモリ	カネモリ			
現 住 所 (ビル・マンション名、部屋番号まで記入してください)	〒194-0012		☎ 0427-25-xxxx			
	東京 都 道 町田 区 府 県 郡	区 郡	金森3-6-30 金森荘5号			
本 籍	大阪 都 道 府 県 (以下不要)					
フリガナ	トウカイデンキ カバシキカヤ		業 種	電源機器製造事業		
勤 務 先 名 称	東西電機株式会社					
勤 務 先 所 在 地	〒158-0052		☎ 03-3703-xxxx			
	東京都世田谷区経堂4-5-6					
受 講 資 格	次に掲げるもののうち、該当するものに✓印を附すること。 <input type="checkbox"/> 受講資格の項の(1)~(5)に該当する者 <input checked="" type="checkbox"/> 受講資格の項の(6)に該当する者 <input type="checkbox"/> 受講資格の項の(7)に該当する者					
※ 審 査 欄	受 講 資 格	修 了 考 査	受 講 手 数 料	備 考		
※ 摘 要						

- (注) 1. ※印欄には記入しないこと。
2. 「最終学歴」欄は、参考のためのもので、単に「大卒」「高卒」及び専攻学科、たとえば「電気」、「化学」等と記入すること。

(例2)


実務経験証明書				
フリガナ	コウノジロウ	性別	昭和57年5月1日	
氏名	甲野次郎	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日	平成
本籍	大阪	都道府県	(以下不要)	
現住所	東京都町田市金森3-6-30 金森荘5号			
勤務先	所在地	名称	東西電機株式会社	
		業種	電源機器製造事業	
最終学歴	高卒、電気学科			
他に保有する資格	有() <input checked="" type="radio"/> 無 (いずれか○印で囲むこと)			
略 歴				
期	間	職名	職務の内容	
自	至	年月数		
平成22年 4月	平成29年 2月	6年10月	設計部主任	整流器の設計検査
計		6年10月		
上記の者は、受講資格者と同等以上の技能を有するものと認めます。				
上記のとおりであることを証明します。				
平成 29 年 4 月 15 日				
企業の所在地 及び名称		東京都世田谷区経堂4-5-6 東西電機株式会社		
証明者の役職名 及び氏名		設計部長 山川二郎 		

(例3)

第1種消防設備点検資格者免状

氏名 乙野太郎
生年月日 昭和56年5月14日
本籍 東京都
交付年月日 平成26年11月25日
交付番号 14※※※※※※※

有効期限 平成32年3月31日まで

財団法人 日本消防設備安全センター 

(写真)

1. 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2. 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるため、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類


消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備及び共同住宅用連結送水管

備考

第2種消防設備点検資格者免状

氏名 乙野次郎
生年月日 昭和55年1月4日
本籍 東京都
交付年月日 平成27年7月6日
交付番号 24※※※※※※※

有効期限 平成33年3月31日まで

財団法人 日本消防設備安全センター 

(写真)

1. 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2. 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるため、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備、非難器具、誘導灯、誘導標識、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用非常コンセント設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備及び複合型居住施設用自動火災報知設備

備考

受講申請者の個人情報の取扱いについて

受講申請をされる方には、受講申請に必要な個人情報の記載をお願いしています。

これは受講に際し必要な受講票、受講者台帳等の書類作成、蓄電池設備整備資格者免状の作成・発行を行うために必要な個人情報です。当工業会はこれらの個人情報を適正に管理し、他の目的に使用することは一切ありません。

一般
社団法人 **電池工業会**
BATTERY ASSOCIATION OF JAPAN

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

(機械振興会館)

電話 東京(03)3434-0261(代表)